



2021年5月20日

各位

会社名 株式会社エフ・シー・シー
代表者名 代表取締役社長 斎藤善敬
(コード：7296、東証第一部)
問合せ先 執行役員事業管理統括 大石安孝
(TEL. 053-523-2471)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月22日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の監督機能と業務執行機能の分離を進め、意思決定の迅速化を図ることを目的に、現行定款第19条の取締役の員数を20名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案のとおり定款第32条(剰余金の配当等の決定機関)および第33条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)、第33条(剰余金の配当)および第34条(中間配当)を削除するものであります。

また、上記の条文の新設および削除に伴い、条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月22日(火)

定款変更の効力発生日 2021年6月22日(火)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>(5)～(9) (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、20名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第20条～第32条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) 電気・電子機械器具製品の製造ならびに販売。</u></p> <p><u>(6) 農業用、環境用、エネルギー産業用等の製品の製造ならびに販売。</u></p> <p>(7)～(11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 飲食料品、衣料品、日用品雑貨、その他の物品の製造および販売。</u></p> <p><u>(13) 労働者派遣事業。</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第19条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第 33 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>第 35 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第 34 条</u> (現行どおり)</p>
--	---

以上